

訪問看護サービス重要事項説明書

< 年 月 日 現在 >

1 事業の目的、運営の方針及び訪問看護サービスの特徴等

訪問看護ステーション「よつば」では、住み慣れた地域社会で家族とともに生活することができるように、利用者の立場に立って支援いたします。利用者が安らかな日常生活が送れるよう心がけております。

訪問看護ステーション「よつば」の専門スタッフは、より質の高いサービスと利用者や家族にとって親しみやすい看護のサポーターとして日ごろから鋭意努力し、より高度で専門的な学習や研修を行い、ケース・マネジメントシステムで、継続的なケアを行っております。

2 事業者及び事業所の概要について

(1) 事業者

事業者名称	公益社団法人地域医療振興協会
本社所在地	東京都千代田区平河町2-6-3
法人種別	公益社団法人
代表者職氏名	代表理事 藤来 靖士
電話番号	03-5210-2921

(2) 事業所・サービス提供地域

事業所名	訪問看護ステーションよつば
所在地	茨城県石岡市東府中1-7 石岡第一病院内
介護保険指定番号	茨城県 0860590025 号
訪問看護サービスを提供する地域	石岡市・小美玉市の全域 笠間市 (安居 泉 市野谷 押辺 上郷下郷 土師 福島 吉岡) かすみがうら市 (粟田 飯田 市川 大峰 上土田 下土田 五反田 上佐谷 下佐谷 中佐谷 高倉 上志筑 中志筑 下志筑 新治 東野寺 西野寺 山本 雪入 横堀) 行方市 (沖洲 羽生 八木蒔)

(3) 事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	計
管理者	看護師	1名	名	1名
サービス担当職員	看護師	5名	名	5名
	准看護師	名	名	名
事務職員	事務職員	1名	名	1名

(4) 営業日及び営業時間

営業日 月曜日～金曜日（午前8時30分～午後5時）

土曜日（午前8時30分～12時30分）

※営業時間外、日曜、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）は休業としますが、電話等により常時連絡は可能です。

3 サービス内容

自宅で療養される方が安心して療養生活を送れるように、主治医の指示により当訪問看護ステーションの看護師等が定期的に訪問し、必要な処置を行い、在宅療養の援助を行います。当事業者は、主治医に対し、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出します。

(1) 療養上のお世話

身体の清潔保持（清拭・洗髪・入浴・口腔ケア・足浴手浴）、排泄のケア、床ずれの予防措置、療養指導（生活上の注意事項・食事指導・排泄に関する対策や指導）などの療養上のお世話

(2) 健康状態の観察、健康相談

血圧、体温、脈拍、呼吸の測定、病状の観察と相談、心の健康相談、服薬管理など

(3) 医療的処置行為

創傷及び褥瘡処置、人工肛門・人工膀胱管理ケア、経管チューブ・胃ろうチューブ管理ケア、各種カテーテル管理ケア、在宅酸素療法管理ケア、在宅人工呼吸器管理ケア、痰の吸引、点滴、排泄管理ケア（浣腸・摘便）、その他必要な処置行為など

(4) 療養環境改善のアドバイス

療養環境の整備（室内環境整備の工夫・安全対策の工夫・福祉用具導入の相談、各種サービス提供機関との連絡・調整、保健・医療・福祉のその他の社会資源紹介）など

(5) 精神、心理的な看護

精神・心理状態のケア、生活リズムの調整、社会生活への復帰援助、リラックスのためのケア、服薬ケアなど

(6) 在宅でのリハビリテーション

拘縮予防や機能の回復、歩行訓練、日常生活動作の訓練（食事・排泄等）、認知予防指導（趣味の活用：レクリエーション等）など

(7) ターミナルケア

がんの末期などの終末期において、自宅で過ごせるように援助を行うことなど

(8) 介護者に対して

介護負担に関する相談、健康管理・日常生活に関する相談、精神的な支援など

(9) 介護予防

低栄養や運動機能低下を防ぐアドバイスを行うことなど

4 緊急時の対応

サービスの提供中に変化等があった場合は、主治医、ご家族の指示を仰ぎ対応いたします。

5 虐待防止に関する事項

利用者への虐待防止、差別の禁止その他人権の擁護のため、次の措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者の配置
- (2) 虐待の防止のための指針の整備
- (3) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修の実施
- (4) 虐待防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及び結果の周知徹底

6 身体拘束の禁止

サービス提供にあたっては、利用者の生命及び身体保護するために緊急その他やむを得ない場合を除き身体拘束を行いません。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急その他やむを得ない理由など必要な事項を記録します。

7 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務計画に従い必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

8 ハラスメント対策

適切なサービス提供を確保する観点から、職員に対する次のハラスメント防止のために必要な措置を講じます。

身体的な力を使って危害を及ぼす行為

- (1) 個人の尊厳や価値を言葉によって傷つけたり、脅迫したり、過大な要求をしたり、名誉棄損、屈辱など敬意の欠如を示す行為
- (2) 意に沿わない性的な誘いかけ、好意的態度の要求等、相手の望まない性的な言動全ての行為

9 サービス利用料金

利用料金は介護保険等関係法令に基づいて決められているものであるため、契約期間中にこれが変更になった場合は、関係法令に従って改定後の金額が適応されます。

なお、現行の利用料金については、別紙1を参照ください。

(1) キャンセル料金

利用者さんの都合により急なキャンセルとなった場合には、下記のキャンセル料金が発生いたします。あらかじめご了承ください。また、何らかの理由により訪問看護サービスが必要でなくなった場合は、至急ご連絡ください。

(連絡先 0299-24-5330)

要 件	キャンセル料金
1. 前日の午前中までにご連絡いただいた場合	無 料
2. 当日、サービス開始の3時間前までに ご連絡いただいた場合	基本料金の15%
3. それ以降（ご連絡がなく看護師等が到着した場合も含む）	基本料金の50%

(2) 利用料金のお支払い方法

毎月、20日までに前月分の請求書を発行いたしますので、請求書発行月の末日までに石岡第一病院総合受付会計窓口にてお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。また、希望する方は口座引き落としにて支払うことができます。振替手数料は事業所が負担します。また、銀行振込にてお支払いすることもできます。

振込先	銀行名	支店名	筑波銀行	石岡支店
	預金	口座番号	普通預金	903807
	口座名義	石岡第一病院 居宅介護支援事業 (イオカダ イビ ヨウイ キョクカゴ ショウギョウ)		
		管理者 河田 真理 (カリシヤ カタ マリ)		

※ 名称が「訪問看護ステーションよつば」とは異なりますが、こちらの口座までお願いいたします。

10 サービス内容に関する相談・苦情

(1) 相談・苦情対応窓口

担当者の変更、サービスに関する相談及び苦情については、次の窓口で対応いたします。

窓口	茨城県石岡市東府中1-7 訪問看護ステーション よつば
電話番号	0299-24-5330
FAX番号	0299-24-0965
相談責任者	平賀 京子
対応時間	平 日 午前8:30~午後5:00 (土、日、祝日、12月29日~1月3日を除く)

(2) その他の窓口

- ・ 市町村の相談窓口
- ・ 茨城県国民健康保険団体連合会 介護保険課
電話番号 029-301-1565

1 1 その他

- (1) 利用者の住まいで、サービスを提供するために使用する水道、ガス、電気、電話の費用は利用者の負担になります。
- (2) 看護師等は年金の管理、預貯金通帳の預かり、金銭の貸借などの金銭の取扱いはいたしません。
- (3) 看護師等は、利用者の心身の機能の維持回復のために療養上のお世話や診療の補助を行うこととされており、同居家族に対する訪問看護サービスは禁止されていますので、ご了承ください。
- (4) 利用者及びご家族からのお心遣い・訪問時の飲食などの、もてなしはご遠慮いたします。

私は、契約書および本書面により、ステーションから訪問看護サービスについての重要事項の説明を受け合意しました。

令和 年 月 日

利用者

住所 _____

氏名 _____

家族又は利用者代理人

住所 _____

氏名 _____

次の訪問看護サービスの提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

ステーション

所在地 石岡市東府中 1-7
名称 訪問看護ステーションよつば（石岡第一病院内）
介護保険事業所番号 0860590025（茨城県）
管理者 平賀 京子

説明者

氏名 _____

